保育認定を受けた子どもの利用者負担(月額)

支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額	単位:円
	定義		年齢及び認定区分	
階層			3歳未満児(3号認定)	
			標準時間	短時間
第1階層	生活保護法等による支援給付受給世帯		0	0
第2階層	1階層を除き、前年度分又は当該 年度分の市町村民税課税額の区 分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層		所得割48,600円未満	9,000	0
第4階層		所得割48,600円以上97,000円未満	15,000	0
第5階層		所得割97,000円以上169,000円未満	22,000	0
第6階層		所得割169,000円以上301,000円未満	30,000	0
第7階層		所得割301,000円以上397,000円未満	40,000	0
第8階層		所得割397,000円以上	52,000	0

[※] 市町村民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とします。

保育料の軽減

・多子世帯の軽減(市町村民税額 所得割57,700円未満の世帯)

第3階層から第4階層の一部(所得割57,700円未満)の世帯で、支給認定保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合、第2子目以降が保育所を利用しているときは、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料になります。

多子世帯の軽減(市町村民税額 所得割57,700円以上の世帯)

第3階層から第8階層までの世帯で、支給認定保護者と生計を一にする子どもが、2人以上保育所、幼稚園等を利用している場合は、第2子目のお子さんの保育料が半額に、第3子目以降のお子さんの保育料が無料になります。

・ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯の軽減

第3階層から第4階層の一部(所得割77,101円未満)の世帯は、下記の表から保育料を算定します。また、支給認定保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合、第2子目以降のお子さんの保育料は無料になります。